

# むらさき 市政だより



審議をきく傍聴者（第1回市議会から）

## — 第一回市議会定例会から —

### 44年度予算などきまる

第一回市議会定例会は、二月二十八日から三月十七日まで十八日間開かれました。

この議会では、市長の昭和四十四年度市政方針に基づく諸施策を実現するため、総額百二十四億二千四百五十五万六千円の新年度予算をはじめ、下水道事業特別会計、市中央卸売市場事業の公営企業法（一部）を適用する条例の制定のほか、保育所、診療所の開所にもなう条例の一部改正など、議案四十九件が審議され、原案どおり可決されました。

（予算は別掲）

### 新しい条例

▽都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

本市公営下水道建設審議会の答申（一月号掲載）に基づき、市の公共下水道の建設を促進するための財源確保のため受益者負担とするものです。

▽下水道事業特別会計条例

下水道事業の業務の明確化と事業の促進をはかるため、特別会計とした。

▽市中央卸売市場事業に地方公営企業法を適用する条例

新年度から本格的業務運営が行なわれるので、事業の合理的運用をはかるため、公営企業とした。

### 改正された条例

▽市民健康保険条例の全部改正  
医療費が増えるに従って、被保険者の負担増加となるのでそれを

（室蘭市白鳥台3丁目19番地）  
診療所

◎名称 市立室蘭総合病院白鳥台

八日から診療所を開設しました。

近代的なまちづくりをすすめている白鳥台ニュータウンの地域住民の保健医療施設として、三月十八日から診療所を開設しました。

◎名称 室蘭市立本輪西保育所

（室蘭市本輪西町4丁目19番12号）

▽市立室蘭総合病院条例の一部改正

収容児童60人）の新設にともない名称などをきめました。

▽市立保育所条例の一部改正

本輪西保育所（四月一日開所、

将来とも安定した給水を続けるため、やむなく水道料金の改定にふみきった。（詳細は、別掲）

▽市水道事業条例の一部改正

水道事業の健全な経営を図り、

おさえ、均衡のとれた所得に應ずる負担額に調整するため、国民健康保険税を同保険料とし、円滑な保険運営をすすめるため全部改正したものです。

### 第2回

## 市長にハガキを出す月間

4月1日～4月30日

豊かで楽しく住みよいまちづくり

は、だれもが望むことです。

あなたの率直な声をいただき、それを市政に反映させ、本市発展の基礎づくりを進めるため「市長にハガキを出す月間」を企画しました。

みなさんの建設的な、ご意見をどしどしお寄せください。



# 44年度 予算のあらまし

予算総額 124億2,455万6千円

市の44年度予算は、一般会計 53億7,500万円、特別会計70億4,955万6千円、総額 124億2,455万6千円で前年度の当初予算より12億6,770万3千円と、11.36パーセントの増となっています。

今回の予算は、総計予算主義の徹底をはかるとともに

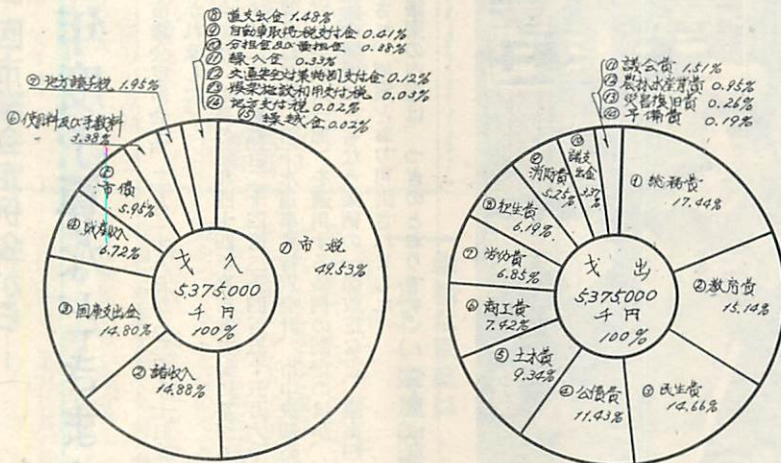
第2次主要事業5年計画を指標として、市民の要望する問題をひとつひとつ解決し、本市発展の基盤づくりをすすめるように、予算の効率的な運用を図っています。

つぎに、予算内容を事業関係のおもなものを中心にお知らせしましょう。

## 総合体育館・港湾労働者福祉センターなどを建設

◎総務費 予算額 九億三千七百七十五万八千円 市政の一般事務費や財産管理費のほか、  
 建設、  
 ◎公園用地購入  
 ◎中島支所増築  
 ◎公害調査  
 ◎窓口改善  
 (レジスター購入)などが主です  
 ◎衛生費 予算額 三億三千二百四十九万四千円、清掃処理態勢の強化で、  
 ◎じん芥車9台、し尿車

昭和44年度一般会計予算



- ◎労働費 三億六千七百九十五万四千円
- ◎失業対策事業 (年間吸収予定人員 十二万人) 二億一千三百三十万一千円
- ◎勤労者融資資金貸付金 八千万円
- ◎港湾労働者福祉センター建設 (総事業費九千万円) 市費一千万円
- ◎農林水産業費 総額 五千三百二十万二千円
- ◎農業振興資金貸付七百万円
- ◎酪農振興のため百八十万円
- ◎商工費 予算額 三億九千七百八十五万六千円
- ◎誘致工場助成 三千七百五十四万四千円
- ◎街路灯設置および維持助成 三百万円
- ◎中小企業振興資金融資貸付 二億八千万円
- ◎貸付機械購入 五百五十万円
- ◎中小企業等協同組合事業資金貸付 一千万円
- ◎自動車整備振興事業資金貸付 七百万円
- ◎食肉流通機構改善資金貸付 二百五十万円
- ◎土木費 予算額 五億二百万二千円
- ◎第2次道路整備計画の二年次として、一億円の道路債によって支線の市道の整備を重点とする
- ◎道路台帳整備および地籍調査 九百七十三万二千円
- ◎道路橋梁新設改良 (本輪西中央通線ほか17線延長五、四二メートル) 一億四千八百六十万円
- ◎交通安全施設整備 (宮の森、知利別通線ほか4線) 二千三十五万円
- ◎河川維持および改良 (高砂川ほか1線) 三千六百七十万八千円
- ◎街路整備 (2・1・9街路、2・1・4街路) 九千八百八十万円
- ◎仲よし広場造成 (市内17カ所)
- ◎消防費 予算額 二億八千二百二十六万八千円
- ◎ポンプ自動車購入 (一台更新)
- ◎消火栓8基
- ◎教育費 予算額 八億一千四百五十二万五千円
- ◎天沢・高砂・中島各小校舎改築
- ◎本室蘭・水元小舎体新増築
- ◎鶴ヶ崎中学校改築
- ◎学校給食センター建設
- ◎今年度三千四百五十万円
- ◎総合体育館建設 一億円
- ◎移動文庫車購入 一台 二百五十万円
- ◎災害復旧費 予算額 一千三百九十三万円
- ◎公債費 予算額 六億一千四百九十七万円
- ◎諸支出金 予算額 一億八千二百六十二万二千円
- ◎予備費 予算額 一千四百五十万二千円
- ◎議会費 予算額 八百二十二万二千円
- ◎港湾会計 予算額 十二億三千七百七十万円
- ◎土地区画整理会計 予算額 二億四千八百五十万円
- ◎蘭北台地開発会計 予算額 十八億一千三百万円
- ◎住宅事業会計 予算額 七億一千二百万円
- ◎下水道事業会計 予算額 五億七千七百七十万円
- ◎交通災害共済事業会計 予算額 五百五十万円
- ◎水道事業会計 予算額 八億四千九百八十七万二千円
- ◎病院事業会計 予算額 九億七百七十八万四千円
- ◎中央卸売事業会計 予算額 三億三千二百三十六万一千円

(特別会計の詳細は、次号掲載)



## 住まいは

オヨメサンと同じです

マイホームの建設は、結婚と同じようにたいせつなものです。そのために無届や違反など、日陰におかないよう、天下晴れてのオヨメサンにしましょう。

市では、ただいま、各種学級、団体を対象に、快適な住まいを建てるため、いろいろな問題について、下記の講習を行なっております。

### 記

- ① 演 題「マイホームのために」
- ② 講 師「建築指導課長」
- ③ 申込先「市教委社会教育課」

## 隣近所のもめごと

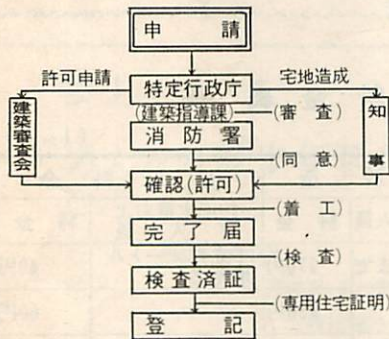
本来、家を建てることによって、近所仲よくなるべきなのに、その反対にもめごとが起り、仲たがいの傾向がふえてきました。

そのおもなものは、①境界線 ②排水尻による被害 ③トイレの位置の問題などとなっております。これらのことは民法上の問題ですが、お互い権利ばかり主張しても解決しません。

市では、市民課を窓口「法律相談」を開設していますので、ご利用ください。

## 住まいを建てる時の手続き

このように行なわれます。



## 宅地造成

市内で傾斜した土地を宅地にする場合…▶宅地造成等規制法 ▶住宅地造成事業法のいずれかの適用をうけ知事の許可を要します。

なお、木柵や建築用ブロック等の土留が見受けられますが、これは非常に危険で現に災害を起こしております。宅地造成は、必ず資格のある業者に依頼してください。

昭和44年4月1日から  
室蘭市に

## 特定行政庁

がおかれました

☆特定行政庁、建築主事を置くことにより市長が「特定行政庁」ということとなります。

☆建築主事、市長の指揮監督の下に建築確認の事務を行なう職員のことをいいます。

☆建築審査会、特定行政庁の諮問機関で、建築、都市計画、公衆衛生、行政等を専門とする学識経験者5名で構成されています。



住まいと宅地の  
ご相談は

建築指導課へ  
TEL②1111

## 検査済証

工事が完了したら「完了届」を出して検査を受け「検査済証」の交付を受けましょう。

検査済証は税法や登記をする上で恩典もあり、必要な書類ですから忘れず交付を受けるようにしてください。—なお、税務部の固定資産税調書とは別個のもので、お間違いのないようにしてください。

住まいの新・増・改築には、  
あらかじめ確認申請を

◎特に次のことに注意してください

- ①建ぺい率 建物と敷地の割合
  - ②敷地と道路 敷地は2メートル以上道路に接すること。
  - ③防火構造 延焼の恐れのある部分はモルタル塗り等にする
- その他くわしいことは、市建築指導課、設計事務所、建築士または、大工さんにご相談ください。

☆建ぺい率や高さは用途地域（住居準工業、工業、商業、指定なし）によって制限されます。

また防火上次の地域（防火、準防火、法22条、指定なし）によって規制されます。

「事後に泣くより

笑顔で事前相談」

一生の大事業であるマイホームの建設が、悪質業者の甘言にダマされて、土地も家も資金も失って泣くケースが目だってきました。

「安かろう、悪かろう」の考えを捨てて、工事は必ず登録や資格のある業者に依頼しましょう。

市では、いつでも土地や住いについての窓口相談に応じておりますので、お気軽に、事前にご相談ください。

◎確認とは、建築主事が申請内容と法令とを照合して適合していることを公式に認定すること。

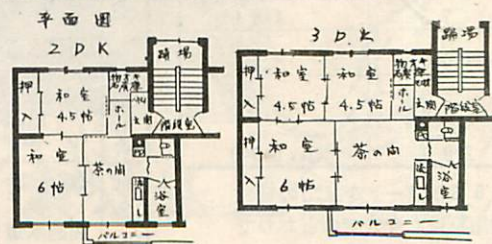
◎許可とは、特定行政庁が用途地域や高さ等の制限を受ける建物を、建築審査会の同意を得て認定すること。

## 《4月1日から建築申請手数料は現金になります》

住宅供給公社賃貸共同住宅白鳥台団地に建設

入居者仮募集 2DK 50戸  
3DK 10戸

- ◎申込期間 4月3日～12日まで
- ◎申込場所 市役所住宅課内
- ◎家賃(予定) 2DK 9,200円  
3DK 11,000円





# 水道料金かわる

家庭用 八トン二七〇円  
 業務用 二〇トン八五〇円

三月の、定例市議会において、昨年来、継続審議となっておりまして。水道料金およびメータ使用料の改定が、市民みなさんのご協力により議決され、この四月から、新しい料金で、お支払いをいただくことになりました。

水道利用者みなさんには、たいへんご負担を、おかけすることになりますが、豊富で、良質な水を確保し、かつ、水道事業の円滑な運営をはかるため、ご了解と、今後一層のご協力をお願いします。

## 家庭用の基本料金は

一〇トン二五〇円から

八トン二七〇円に

## 超過料金は

一トン三〇円から

一トン四〇円に  
 なりました。

## 改定による水道料金の算出は

使用水量の検針や、料金の集金につきましては、事務の合理化や経費節減のため、二ヶ月に一回の隔月方法で行なっているところから、

○関西方面（絵鞆町から御崎町まで。）の場合、二・三月分は、旧料金として、三月下旬から四月中旬ごろ集金にお伺いします。  
 四・五月分は、新しい料金として、五月下旬から六月中旬ごろ、集金にお伺いします。  
 ○関東方面（輪西町から崎守町まで。）につきましては、三・四月分のうち三月分は、旧料金で、四月分は、新しい料金として区別された納入通知書により、四月下旬から五月中旬ごろ、集金にお伺いします。なお、五・六月分は、いずれも新しい料金となります。

## 水道料金の総合改定率は

三九・三二%

今回の改定で、今後、五カ年間の水資源確保、配水施設、配水管などの、整備、拡張事業に要する財源が見込まれたわけですが、市民みなさんのご要望に答え、なお一層、企業努力をはかり、水道部全職員が一丸となって、能率の向上、市民サービスの向上や、改善に努めます。

なお、新しい料金の算出について、ご不審の点がございましたら水道部営業課②一一一番、内線三二六～三二八の料金係へお問い合わせください。

## メータ器貸付使用料

(1ヵ月)

口径別	料金
13%	30円
20	40
25	60
40	150
50	370
75	480
100	590
150	980
200	1,600

40ミリメートルまでの貸付使用料は、今までのとおりです。

## 新しい料金表

(1ヵ月)

種別	基本料金		超過料金		
	基本水量および人員	料金	超過水量および人員	料金	
専用給水料金	一般家庭用	8立方メートルまで	270円	1立方メートル増毎に	40円
	業務用	20 "	850円	"	60円
	浴場業用	100 "	2,750円	"	27円50銭
	臨時用	20 "	2,000円	"	117円
	陣屋町一般家庭用	4人まで	240円	1人増毎に	30円
共用給水料金	簡易水道業務用	5人まで	740円	"	58円
	一般家庭用	8立方メートルまで	160円	"	25円
	陣屋町一般家庭用	4人まで	120円	"	13円

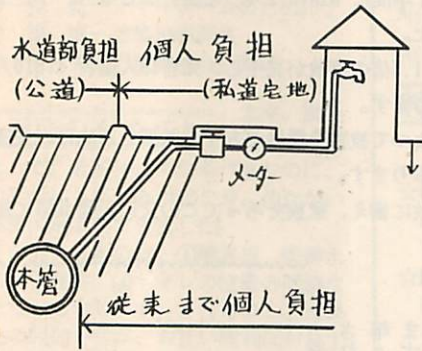


給水管などの修繕費

家庭の負担が少くなる

従来まで、本管から公道(国、道、市道)横断分の給水管故障修繕費は、みなさんに負担していただいておりますが、4月から、市が負担することになりました。

みなさんに負担していただく割合は図のとおりです。



漏水防止月間

5月1日~31日

- 給水せんの駒皮止ビス、押ゴム、輪ゴムの取替え……全額無料
- 不凍給水せんの掘上げ修理、地下埋設管の修理……材料費は実費、労務費は半額

◇水道料金早見表◇

家庭用 (1か月の基本料金8円(トン)まで 超過料金1円(トン)につき)				業務用 (1か月の基本料金20円(トン)まで 超過料金1円(トン)につき)			
使用水量	基本料金	超過料金	計	使用水量	基本料金	超過料金	計
1~16	540	0	540	1~40	1,700	0	1,700
17	540	40	580	41	1,700	60	1,760
18	540	80	620	42	1,700	120	1,820
19	540	120	660	43	1,700	180	1,880
20	540	160	700	44	1,700	240	1,940
21	540	200	740	45	1,700	300	2,000
22	540	240	780	50	1,700	600	2,300
23	540	280	820	100	1,700	3,600	5,300
24	540	320	860	120	1,700	4,800	6,500
25	540	360	900	140	1,700	6,000	7,700
26	540	400	940	160	1,700	7,200	8,900
27	540	440	980	180	1,700	8,400	10,100
28	540	480	1,020	200	1,700	9,600	11,300
29	540	520	1,060	220	1,700	10,800	12,500
30	540	560	1,100	240	1,700	12,000	13,700
31	540	600	1,140	260	1,700	13,200	14,900
32	540	640	1,180	280	1,700	14,400	16,100
33	540	680	1,220	300	1,700	15,600	17,300
34	540	720	1,260	320	1,700	16,800	18,500
35	540	760	1,300	340	1,700	18,000	19,700
36	540	800	1,340	360	1,700	19,200	20,900
37	540	840	1,380	380	1,700	20,400	22,100
38	540	880	1,420	400	1,700	21,600	23,300
39	540	920	1,460	420	1,700	22,800	24,500
40	540	960	1,500	440	1,700	24,000	25,700
41	540	1,000	1,540	460	1,700	25,200	26,900
42	540	1,040	1,580	480	1,700	26,400	28,100
43	540	1,080	1,620	500	1,700	27,600	29,300
44	540	1,120	1,660	520	1,700	28,800	30,500
45	540	1,160	1,700	540	1,700	30,000	31,700

この料金のほかに、下欄の貸付メーター使用料金が加算されます。

貸付メーター使用料 (2ヵ月分)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
使用料金	60	80	120	300	740	960	1,180	1,960	3,200

楽しく学べる

みんなの青少年科学館へ

新しい展示品

☆月世界パノラマ

☆電化都市パノラマ

4月の行事

新入学児童

無料招待

家族おそろ

いでどうぞ



おまかせしました

家族おそろいでどうぞ

市立室蘭水族館

開館

4月12日から





# 万一の事故に備えて 交通災害共済を



交通安全は、みんなの願いです。しかし、毎日どこかで、だれかが交通事故のため、けがをしたり、死んだりしています。

昨年、全国で起きた交通事故で、3分間に1人が死亡40秒に1人の割合でけがをしており、1年間に828,071人の死傷者がでるといふ史上最悪の記録をつくりました。

室蘭市でも、42年の1.5倍の事故が発生し、死者15人傷者1,010人と多くの犠牲者が出ております。

市では、交通事故によって被害を受けた方々の救済を目的に、交通災害共済事業を行なっております。

みなさん、万一の事故に備え、家族そろってこの交通災害共済に加入しましょう。

ひとごとでない  
交通事故

交通安全施設もいろいろと整備されておりますが、交通事故は、年々増加し、被害者もふえております。自分だけは交通事故にあわないといってはられません。交通事故は、あなたや家族に、いつどんなかたちで現われ、不幸をもたらすかも知れません。万一の事故に備えて、交通災害共済におはいりください。市民ひとりひとりがお互いに救済し合う交通災害共済は、交通事故によって傷害を受けたり死亡した人には、加害、被害を問わず見舞金が支給されます。

会員の資格は、室蘭市に居住し住民登録または外国人登録をして

かな会費で  
あなたを守る

いる方ならどなたでも加入できます。  
① 会費は、年額大人三三〇円、小人（十六才未満）二四〇円です。共済期間は、受付日の翌日から一年間で、毎年更新できます。申し込みは、市役所公害課、支所、出張所に申し込み用紙がありますから、必要事項を記入し、会費を添えて申し込みください。また、町会、職場など団体でまとめて申し込みをされる場合は、係員が説明にあらりますのでご連絡ください。

見舞金は  
すぐ支給

交通事故にあった場合は、どんな軽いけがであっても警察に届け出をして、事故の確認を受けてください。軽いけがだと思っただけですませたあとに、思わぬ障害がおきたり、トラブルの原因になります。もし、会員が交通災害にあったときはつぎの等級によって見舞金が支給されますので、つぎの書類と印かんを持参して市役所公害課へ請求手続きをしてください。  
① 事故を取り扱った警察の発行す

等級	傷害の程度	見舞金
1	死亡した場合	五〇万円
2	六か月以上の傷害の場合	一〇万円
3	三か月以上の傷害の場合	五万円
4	一か月以上の傷害の場合	二万円
5	週間以上	一万円
6	週間未満	五千元

すでに  
18,300人が加入

昨年四月一日からスタートした交通災害共済は、すでに一万八千三百七十七人の方が加入し、その中で六十二人が交通事故（死亡一人傷者六十一人）にあい総額百六十九万一千円の見舞金を支給しました。

生活保護世帯（生計の中心者）の  
会費を市で負担

昭和四十四年度から生活保護世帯の生計の中心者一人について、交通災害共済の会費を市費で負担することになりました。  
※室蘭市交通災害共済は、不幸にして交通事故によって被害を受けた方々を、市民のみなさんがお互いに助け合うための共済制度です。お問い合わせは、市役所公害課へ、電話②一一一一



## 都市計画税(土地)の

課税標準額は

評価格と同じになる

昭和四十一年度から四十三年度までの三年間は、各筆ごとの宅地等について、昭和三十九年度の新評価格によって算定した税額が、その宅地等の昭和三十八年度の課税標準額に負担調整率を乗して得た額によって算定した税額(負担調整税額)をこえる場合には、その小さい税額である負担調整税額によって都市計画税が課税されました。この場合、負担調整率は、新評価格(昭和三十九年度)が昭和三十八年度の評価格に対する上昇率(三倍未満)・一・三倍、三倍以上八倍未満)・一・六倍、八倍以上一・九倍)によって求められておりましたが、この措置が地方税法において、昭和四十三年度でされたため、都市計画税の課税標準額は新評価格と同じになる。

## 具体的算定例

昭和38年度評価格  
(課税標準額) 25,000円  
昭和39年度評価格 443,800円  
 $443,800 \div 25,000 = 8$ 倍以上(17倍)  
負担調整率 1.9倍

年度	都市計画税の課税標準額	内	訳
38	25,000円		
39	30,000円	25,000円×1.2	暫定措置
40	30,000円	39年度を据置	暫定措置
41	57,000円	30,000円×1.9	負担調整率を使用(法改正)
42	108,300円	57,000円×1.9	負担調整率を使用(法改正)
43	205,770円	108,300円×1.9	負担調整率を使用(法改正)
44	443,800円	39年度の評価格を使用	

標準額は新評価格によって課税されることとなりますのでご了承ください。

なお、農地の場合、昭和三十八年度の評価格がそのまま据置かれて課税されることとなります。

市福祉事務所、児童扶養手当と特別扶養手当の申請を受けつけておられます。つきに該当される方は申請してください。

### 児童扶養手当の申請

この手当は、父と生計を同じくしていない児童に、児童福祉の増進を図る目的で支給されるものです。

- 児童扶養手当を受けることのできる児童の資格要件
- ①義務教育終了前の児童
- ②父母が婚姻を解消した児童
- ③父が死亡した児童(ただし、母または児童が公的年金を受けている場合は除く)

### 児童扶養手当と特別児童扶養手当

育している母または母以外の養育者(父親は除く)

- 手当額
- ①児童一人の場合月一、九〇〇円
- ②児童二人の場合月二、六〇〇円
- ③児童三人の場合月三、〇〇〇円
- ④児童四人の場合月三、四〇〇円

### の申請を

- ③受給者が児童三人養育の場合 四十二万円以内
- ④受給者が児童四人養育の場合 四十九万円以内
- ④申請に必要な書類 五十六万円以内
- ①戸籍謄本

### 受給資格者の所得制限等

- ①受給者が児童一人養育の場合 三十五万円以内
- ②受給者が児童二人養育の場合 三十五万円以内

### 住民票謄本

- ③その他事情に応じた証明書

### 申請

この手当は、精神または身体に重度の障害を有する二十才未満の児童の福祉増進を図る目的で、児童の生計を維持する方に支給されるものです。

手当額、所得制限等は児童扶養手当と同じです。なお、身体障害程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級一級二級の児童です。※くわしくは、市福祉事務所社会課(②111)におたずねください。



## ヤマベ釣りを

やめよう!!

4月1日~5月31日

ヤマベは、サクラマスの子で雪どけに海へくだって、立派なマスに成長します。

これは、ギンケヤマベといわれ、この魚を取ることを禁止されておりますが、陸封性ヤマベとともに釣られるため、なかなかまもられておりません。

そのため、ギンケヤマベの多数出現する期間(四月一日から五月三十一日)は、すべてのヤマベを取ることを禁止されております。

みなさんのご協力で、ヤマベを保護しましょう。



あなたは火事の恐ろしさを知らない

## 春の火災予防運動を実施

4月20日～5月19日

ことしもまた、火災の多いシーズンになりました。  
この季節は、気象条件などが影響して最も火災になりやすい季節であります。

市内で今年に入って、すでに、十四回の火災があり、十八棟が焼け、十七世帯(六十四人)が焼けだされています(三月十五日現在)こうした火災を未然に防止するため、全道一斉に「春の火災予防運動」を実施しております。

隣近所でお互いに注意しあい明るい町にしましょう。

みなさんの家庭に、このステッカーがはられておりますか。これ

は、毎日火気のチェックをしても、毎日火気について4チェックをしよう！  
① 場所は大丈夫か ② 器具は安全か  
③ 使い方は正しいか ④ 火元は消火器ありか



毎日、火気について4チェックをしよう！

### 工藤・白井の両氏を 人権擁護委員に委嘱

九月十四日で任期満了の本市人権擁護委員工藤藤十郎、白井富士子の両氏が再び人権擁護委員に委嘱されました。

なお、本市の人権擁護委員はつぎの六人の方々です。  
(敬称略)  
▽森田行拓(宮の森町1-1-1)  
▽田中秀雄(海岸町3-64)

※人権問題でお困りの方は、近くの人権擁護委員、または札幌法務局室蘭支局④4048でお気軽に相談ください。

### 幸福な家庭は 正しい家族計画で

家族計画ということは、子どもを産まないということではありません。よく考えて産むことです。そして産まれた子どもを、りっぱに育て、親も子も幸福な明るい家庭をつくることなのです。

市では、健全な子どもを産み、幸福な家庭を築くため、家族計画の指導を行います。  
●日時(十時～十五時)  
四月四日、五月二日、六月六日  
七月四日、八月一日、九月三日



☆避難経路の確認  
これらのことがらを守って、火災防止につとめましょう。

☆就職前の火の元の点検  
☆プロパンガス器具の正しい取り扱い  
☆たばこの投げ捨てと寝たばこの防止

十一月七日、十二月五日  
●場所 衛生課輪西分室  
※希望者は、当日会場へおいでください。

### 乳幼児の 健康相談を

赤ちゃんを育てていると、毎日よろこびや心配があるものです。市では、健康な赤ちゃんを育てるため、乳幼児の健康相談を行います。

月	日	場 所	時 間
4月	1日	衛生課輪西分室	10.00～11.30
	7日	市職員会館	9.30～11.30
	8日	本輪西支所	13.00～14.00
	14日	市職員会館	9.30～11.30
	15日	衛生課輪西分室	10.00～11.30
	21日	市職員会館	9.30～11.30
	22日	本輪西支所	13.00～14.00
	28日	市職員会館	9.00～11.30

### 赤ちゃんとお母さんに 牛乳の無料支給

健康ですこやかに子どもが育つことは、だれもが願うことですがそれだけに母体の健康を保持しな

ければなりません。

市では、生活保護世帯、市民税のかかっていない世帯の妊婦、赤ちゃんに、牛乳または乳製品を無料で一定期間支給しております。

ご希望の方は、市役所衛生課、各支所出張所に備付の栄養食品支給申請書に母子手帳を添えて申し込んでください。

※くわしくは、市役所衛生課衛生係(②1111)におたずねください。

### 畜犬登録と 狂犬病予防注射

畜犬登録と狂犬病予防注射を受けてください。

畜犬でも放し飼いしますと野犬化し、人畜に危害を加える恐れがあります。愛犬を正しく飼うようにしましょう。

- 登録手数料  
1 登録更新 二〇〇円(旧鑑札持参のこと)
- 2 新規登録 三〇〇円
- 3 狂犬病予防注射料 二六〇円

“飼犬は必ず  
つなぎま  
しょう”

